

回 答 書

石川町都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定支援業務に係るプロポーザルの参加申込に関する質問に、次のとおり回答します。

No.	区分	質 問 内 容	回 答
1	参加申込	仕様書「5. 配置技術者」について、「配置する各技術者は、本業務の契約を締結する本社（本店）又は支社（支店）に在籍し直接雇用されている者」と記載されているが、契約支店以外の技術者でも直接雇用されていればよいか。	ご質問にある「本社（本店）又は支社（支店）」は一例であり、お見込みのとおり、契約支店以外の技術者であっても、本社（本店）又は支社（支店）に在籍し、直接雇用されている技術者であれば、要件を満たします。
2	参加申込	仕様書「5. 配置技術者」における、「過去5年間（平成31年4月1日以降）で同種業務（都市計画マスタープランの見直し（改定）と立地適正化計画の策定を同時に行う業務をいう。）の実績を有する」について、「都市計画マスタープランの見直し（改定）と立地適正化計画の <u>改定</u> 」を同時に行った実績を有する場合も、要件を満たすか。	仕様書に記載させていただいているとおり、「都市計画マスタープランの見直し（改定）と立地適正化計画の <u>策定</u> を同時に行う業務」の実績を有する場合のみ、要件を満たします。
3	参加申込	本業務について、設計共同体での参加は認められるか。	大変申し訳ございませんが、今回の業務については、設計共同体での参加は想定しておりません。
4	提 案	企画提案書はスライド形式で10枚程度とありますが、企画提案時の資料としてppt形式でアニメーション機能を設定したデータでの提出が可能という理解でよろしいか。	ppt形式による提出も可能ですが、企画提案書については、こちらで受領後、印刷した上で動画視聴時やヒアリング時の資料とする予定です。したがって、印刷によって出力されないアニメーションなどを防ぐ観点からPDFによる提出を推奨します。

No.	区分	質 問 内 容	回 答
5	提 案	プレゼンテーションの動画ということですが、説明者が説明している様子を撮ったもの、若しくはスライドのみを映したものに説明のナレーションを入れたもののいずれかと理解してよろしいか。	項番4のご質問と関連しますが、提出された動画の視聴時やヒアリング時には、選定委員等の手元には企画提案書を印刷したものを資料として配布する予定です。 ご質問にあるいずれの内容で収録されてもよろしいですが、本プロポーザルでは対面でのプレゼンテーションは行わず質疑応答のみとしていることから、対面のプレゼンテーションに代えて動画の提出をお願いしておりますことを念頭に撮影スタイル等を選択してください。 なお、実施要領「11. 審査項目等」の「4）ヒアリング審査」において審査項目となっていることを申し添えます。
6	提 案	住民意向の調査手法については、郵送等によるアンケート調査としてよいのか。その場合の対象者数はどの程度を想定しているか。	郵送等によるアンケート調査としても差し支えありません。 対象者数については特に想定はしておりませんが、人口14000人の集団の意向を反映できる数としてご提案いただければ幸いです。
7	提 案	“必要に応じて会議に出席”とあるものについては、出席する前提で見積もりを作成してよろしいか。	出席する前提でよろしくお願ひします。
8	提 案	地区説明会の6地区とは、合併前の旧町村単位のことか。	お見込みのとおりです。
9	提 案	関係機関との会議（〔仮称〕庁内検討会）とは、町の都市建設課と、国・県の関係部署との調整会議という認識でよいのか。（町内の関係課は策定会議に参画する）	〔仮称〕庁内検討会については、副町長、都市建設課、総務課、企画商工課、防災環境課、農政課等の課長と国・県の関係者を想定しています。 策定会議は、区長会長、町議会議員、商工会長、青年会議所や宅建士、司法書士などの住民代表者等を想定していましたが、策定委員会に関係課長が参画するかは現在のところ未定です。
10	提 案	打合せ協議は、内容等に応じて対面またはリモートを適宜使い分けて実施することは可能か。	可能です。受注者様にとって負担の少ない方法を選択して下さい。
11	提 案	〔仮称〕石川町未来のまちプランの計画書本編については、印刷製本は含まないと捉えて間違いはないか。	お見込みのとおりです。

No.	区分	質 問 内 容	回 答
12	参加申込提案	参加申込書等及び企画提案書等の提出方法について、電子メール送信の場合の受信容量の制限があるか。また、ファイルサイズが受信容量を超える場合は、十分なセキュリティが確保されたファイル転送サービスを併用できるか。	制限は設定していませんが 10MB 程度のシステム設計とのことです。したがって、10MB を超える容量となる場合にはファイル転送サービスなどを適宜ご利用ください。
13	提案	様式 8「見積書」の「見積内訳」について、都市計画マスタープランと立地適正化計画の両方に係る事項（共通事項）の金額は記載しないという認識でよいか。（見積内訳書の年度計を 3 か年合算した金額と見積書の金額は異なる）	都市計画マスタープランと立地適正化計画の両方に共通する項目については、「立地適正化計画策定に関する業務」へ集計してください。よって、内訳表の 3 か年合計と見積額は基本的に一致するものと考えています。
14	提案	仕様書「Ⅱ 業務内容」「2. 都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定に共通する項目」「(5) 各種会議の運営支援」の「①石川町議会及び議員全員協議会」では中間報告を行うとあるが、中間報告ではどのような内容、又は、どこまでの計画策定分を報告することを想定しているか。	中間報告については、業務の進捗状況と協議内容の熟度によるものと思いますが、誘導区域が整理できた時点や具体的な事業が出そろった時点、マスタープランにおいては全体的な方向性が整理できた時点などが考えられます。
15	提案	仕様書「Ⅱ 業務内容」「2. 都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定に共通する項目」「(5) 各種会議の運営支援」の「③策定委員会」の委員はどのような構成か。学識経験者は想定しているか。想定している場合、候補者や適任者要件等は決まっているか。	項番 9 でもお答えしましたが、策定委員会については、区長会長、町議会議員、商工会長、青年会議所や宅建士、司法書士などの住民代表者等を想定しています。また、委員として県の都市計画課及び県中建設事務所の企画調査課に参画の依頼をしており、東北地方整備局にはオブザーバーの依頼をしております。なお、現時点で学識経験者は想定していません。
16	提案	仕様書「Ⅱ 業務内容」「3. 石川町都市計画マスタープラン見直し」の計画構成について、仕様書上、全体構想に該当する項目の検討・策定は行うと読み取れますが、地区別構想については当該業務の中で策定するのか。	お見込みのとおり、全体構想とともに地区別構想の策定も想定しています。